

ウエストナイル熱への厚生労働省の対応状況について
(平成 17 年 8 月 9 日現在)

1 ウエストナイル熱についての調査・研究

(1) 厚生科学研究の実施

- ①厚生科学研究（平成 11 年度「西ナイル病を含むフラビウウイルスの疫学・診断治療のガイドライン作成のための緊急研究」主任研究者 五十嵐章教授 長崎大学熱帯医学研究所）
- ②厚生科学研究（平成 12 年度より「節足動物媒介性ウイルスに対する診断法の確立、疫学及びワクチン開発に関する研究」主任研究者 倉根一郎部長 国立感染症研究所）
- ③厚生労働科学研究費（平成 17 年度より「ウエストナイルウイルス侵入に備えての診断、予防対策への基盤的研究」主任研究者 倉根一郎部長 国立感染症研究所）

(2) 米国の発生情報及び対応情報の収集

- ① 米国への職員派遣（平成 14 年及び 15 年）
- ② CDC 等の関係機関の HP からの情報収集

2 国民・医療機関等への情報提供

(1) 医師・検査担当者等の専門家への情報提供

- ①「ウエストナイル熱の診断・治療ガイドライン」の作成・HP 公開・医療機関への冊子の配布
- ②「ウエストナイル熱の検査マニュアル」の作成・関係機関への配布
- ③「ウエストナイル熱の検査法に関する講習会」の開催（地方衛生研究所及び関係機関の検査担当者が対象）
- ④ 「ウエストナイル熱流行地域より入国し、当該疾病への感染が疑われる患者への診療・入院に関する対応要領」の周知（平成 16 年 6 月 10 日）

(2) 一般国民への情報提供

- ①「ウエストナイル熱・脳炎 Q & A」の作成・HP 公開
- ② パンフレット国民への啓発用冊子「ウエストナイル熱を知っていますか」を作成し、自治体及び検疫所に配布（平成 15 年夏期より（平成 16 年 4 月、平成 17 年 6 月改訂））
- ③ 米国 CDC 作成の WN 熱啓発用 CD ロムの日本語版の作成・配布等（平成 16 年 6 月 10 日）
- ④ 外渡航者へのウエストナイル熱の感染症予防の啓発等について（平成 16 年 8 月 6 日）

3 感染症法上に位置づけ

- (1) ウエストナイル熱（脳炎を含む）を平成 14 年 11 月 1 日に感染症法上の四類感染症に指定（医師の届出を義務づけ）
- (2) 感染症法改正（平成 15 年 10 月 16 日公布）を踏まえ、ウエストナイル熱を含む 4 類感染症についても、対物措置（駆除、消毒等）の対象とする（平成 15 年 11 月 5 日）
- (3) ウエストナイル熱に感染した鳥類を診断した場合の獣医師の届出義務（平成 16 年 10 月 1 日施行）
- (4) 輸入動物の届出制度の創設（輸入鳥類については、ウエストナイル熱対策のための衛生管理を義務づけ：平成 17 年 9 月 1 日施行予定）

4 検疫所での対応

- (1) 旅行者への情報提供及び健康相談
米国等への旅行者の出国・帰国時に、注意喚起及び健康相談を実施（直近は平成 16 年 8 月 6 日）
- (2) 蚊のウイルス保有調査
平成 11 年より、米国等流行地からの航空機の客室、コンテナ貨物について蚊族調査を実施すると共に、空・海港地区で採取した蚊のウイルス保有検査を実施（現在までに約 5 万匹について実施し、結果は全て陰性）。

5 関係省庁との連携

- (1) 関係 6 省庁（農林水産省、環境省等）と連携を図るため連絡会議を開催（第 1 回：14 年 10 月 4 日、第 2 回：14 年 10 月 25 日、第 3 回 15 年 6 月 13 日、第 4 回 16 年 8 月 9 日）
- (2) 農林水産省の「ウエストナイルウイルス感染症防疫マニュアル」策定検討会に参加（平成 14 年度）
- (3) 外国から輸入されるペット鳥類の監視において、農林水産省及び環境省の協力も得て対応（平成 15 年度 4 月 21 日より実施中）
- (4) 環境省の協力を得て、ロシア（シベリア）方面からの渡り鳥の飛来地等における野鳥の死亡状況調査を実施する方向で検討中（秋以降）。

6 輸血血液の安全性確保

- (1) 献血者の健康状態の確認を徹底。献血は、帰国後 4 週間以降とすることとし、問診マニュアルを改定。（帰国後に健康上の問題があった場合には採血を行わない）
- (2) 米国からの輸入血漿を原料として国内で製造される血漿分画製剤の安全確認の実施を製造販売業者へ指示。

7 臓器移植等における安全性の確保

- (1) ドナー候補者に対し4週間以内の危険地域（米国）の渡航歴を確認。
- (2) 特に発熱の有無等の問診を強化。

8 流行予測のためのカラスのサーベイランス体制の整備

- (1) 市民から寄せられた死亡カラスの発見情報の活用
 - ① 自治体に依頼（平成14年12月13日通知）
保健所などへの住民等からの通報をサーベイランスに活用するよう依頼
 - ② 警察庁に依頼（平成14年12月13日通知）
警察への通報を保健所へ回送するよう依頼
- (2) 都市部の公園等での死亡カラス数の調査（平成15年1月30日通知）
自治体に調査協力を依頼。死亡数の異常な増加の早期検知を目的。
平成14年度の厚生科学研究により東京都及び神奈川県でモデル事業実施。平成16年4月からは全国に広げ、現在、全国143ヶ所の公園と5国際空港で調査を実施。

9 輸入の鳥類の監視体制の整備

- (1) 「ウエストナイル熱対策のための輸入される鳥類の取扱指針」を取りまとめ（平成15年3月31日）、以下の監視体制を整備
 - ① 農林水産省に依頼し、米国及びカナダから輸入されるペット鳥類について輸入検疫（衛生証明書の確認等）を実施
 - ② 全日本動物輸入業者協議会等に依頼し、過去に発生があった地域から輸入されるペット鳥類について自主的な衛生管理（衛生証明書の取得、隔離等）を強化
 - ③ 自治体に依頼し、輸入鳥類を扱う動物取扱業者への指導を強化
 - ④ 環境省に依頼し、自治体が動物取扱業者に対し、動愛法に基づき、蚊対策を行って輸入鳥を飼育するよう指導を徹底
- (2) 感染症法の改正により、新たに輸入動物の届出制度を創設し、輸入鳥類については、ウエストナイル熱に関する輸出国の衛生証明書を添付した上での届出を義務化（平成17年9月1日施行）

10 WNVの媒介蚊対策ガイドラインの配布

平成14年度厚生労働科学研究で取りまとめられた「ウエストナイル熱媒介蚊対策ガイドライン」を、結核感染症課から自治体、関係機関等に配布（平成15年6月18日）。

また、環境省より殺虫剤フェンチオンの鳥類に対する毒性調査の結果が通知されたことを受け、自治体に対し、ウエストナイル熱の媒介蚊対策においてフェンチオンを使用することを差し控えるよう通知（平成17年7月22日）